

30 北介福第 286 号
平成 30 年 7 月 6 日

小規模多機能型居宅介護事業所 各位

北見市保健福祉部介護福祉課長

小規模多機能型居宅介護サービス利用者が入院した場合の
介護給付費の算定等の取扱いについて

入院中の初期加算の算定については、小規模多機能型居宅介護サービス利用者が入院した場合の介護給付費の算定等の取扱いについて（平成 24 年 10 月 22 日北介福第 252 号北見市保健福祉部介護福祉課長通知。以下、介護福祉課長通知という）においてお示ししてきたところではありますが、今般、平成 30 年 7 月 6 日才保社第 1575 号北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課長通知において、入院期間中の初期加算の取扱いについて示されたことから、介護福祉課長通知別紙 2 を改正いたしましたので、通知します。

なお、本改正により、入院が短期間であり、かつ退院後の利用再開が見込まれる場合などは、入院中も初期加算の算定が可能となりますが、利用者が入院した場合には、いったん利用契約を終了することが基本となっていることに引き続きご留意願います。

問い合わせ先

北見市保健福祉部

介護福祉課 賦課・給付係

電話 0157-25-1144

FAX 0157-26-6323

(改正の内容)

[別紙 2]

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いに関する Q & A

	質 問	回 答
1	長期の入院とはどの程度の入院をいうのか。	概ね1ヶ月以上と考えておりますが、利用者が入院した場合は、一旦利用契約を終了することを基本としますので、概ね1ヶ月未満だからといって契約を解除しなくてもいいという意味ではないことにご留意願います。
2	利用者の入院に伴い登録を解除した場合、「登録終了日」は入院日としなければならないか。	「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との利用契約を終了した日であるので、入院日とは限らないと考えます。なお、介護報酬は登録終了日までの日割りとなります。
3	初期加算を算定している利用者が入院した場合の加算の算定方法について削除	初期加算は初回サービス利用日から30日以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算するものであり、また、入院中は初期加算が算定できないため、算定期間中の入院日数を控除して算定すること。なお、30日を超える入院後に再びサービスを利用した場合は、改めて30日以内の初期加算を算定可能です。 削除
4 3	短期入院につき登録を終了しない場合、入院先の医療機関と密な連携をはかりとあるが具体的にどのようにすればよいのか。	入院中は利用者の状況把握と退院後の円滑な利用再開のため、少なくとも週に1回は連携を図るようにしていただきたい。方法としては直接病院関係者・利用者と同様面談することを基本とするが、電話等により状況を確認するような方法も考えられる。なお、これらはケアマネジメントの一環であり訪問サービスには該当しない。面談内容や電話で確認したことは支援記録等に必ず記載するようにしてください。
5 4	「長期の入院となることがあらかじめ予見できたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は返還の対象となる。」とあるが、長期の入院が予見できず結果的に長期入院になった場合は算定してもよいのか。	短期入院の予定につき登録を解除しない場合は、問43のような対応を願います。長期の入院が見込まれた時点で登録を解除し登録終了日までの日割りで介護報酬を請求します。

小規模多機能型居宅介護サービス利用者が入院した場合の介護給付費の算定等の取扱いについて（平成24年10月22日北介福第252号北見市保健福祉部介護福祉課長通知）

（改正後の全文）

[別紙1]

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合について

1. 小規模多機能型居宅介護の利用者が医療機関へ入院した場合は、一旦利用契約を終了することを基本とする（1）。入院が短期間であり、かつ退院後の利用再開が見込まれる場合はこの限りではないが、利用者の費用負担を鑑み一旦契約を終了することが望ましい。なお、短期入院につき契約を終了しない場合は、入院先の医療機関と密な連携を図り、利用者の状況の把握に努めること（2）。
2. 退院時に、入院前に登録していた事業所への再登録を希望することが想定されることから、地域密着型サービスの特色である「馴染みの関係」を維持できるよう、事業者は円滑な再登録にできるだけ配慮願いたい。
3. 入院中の利用者に対する病院へのお見舞いや便宜等（3）は、小規模多機能型居宅介護における訪問サービスには該当しない。

1について

長期の入院となることがあらかじめ予見できたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は返還の対象となる。

2について

当初、短期入院の予定のため登録を解除しなかったが、入院中の利用者の状態の悪化等により長期の入院が見込まれる場合は、その時点で契約を解除すること。

3について

入院中の利用者に対して、買物を代行したり話し相手になる等の便宜を図ることにより登録を継続してもらうような取扱は認められない。

[別紙 2]

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いに関する Q & A

	質 問	回 答
1	長期の入院とはどの程度の入院をいうのか。	概ね1ヶ月以上と考えておりますが、利用者が入院した場合は、一旦利用契約を終了することを基本としますので、概ね1ヶ月未満だからといって契約を解除しなくてもいいという意味ではないことにご留意願います。
2	利用者の入院に伴い登録を解除した場合、「登録終了日」は入院日としなければならないか。	「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との利用契約を終了した日であるので、入院日とは限らないと考えます。なお、介護報酬は登録終了日までの日割りとなります。
3	短期入院につき登録を終了しない場合、入院先の医療機関と密な連携をはかりとあるが具体的にどのようにすればよいのか。	入院中は利用者の状況把握と退院後の円滑な利用再開のため、少なくとも週に1回は連携を図るようにしていただきたい。方法としては直接病院関係者・利用者と同様面談することを基本とするが、電話等により状況を確認するような方法も考えられる。なお、これらはケアマネジメントの一環であり訪問サービスには該当しない。面談内容や電話で確認したことは支援記録等に必ず記載するようにしてください。
4	「長期の入院となることがあらかじめ予見できたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は返還の対象となる。」とあるが、長期の入院が予見できず結果的に長期入院になった場合は算定してもよいのか。	短期入院の予定につき登録を解除しない場合は、問3のような対応を願います。長期の入院が見込まれた時点で登録を解除し登録終了日までの日割りで介護報酬を請求します。

才保社第 1 5 7 5 号
平成 3 0 年 7 月 6 日

各市町村介護保険主管課長 様

北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課長

小規模多機能型居宅介護事業所に係る入院期間中の初期加算の取扱いについて
入院期間中の初期加算の算定について、道内の各保険者間で解釈に相違があったため、
厚生労働省老健局振興課に確認したところ、以下のような回答がありましたので、今後の
事務の参考にさせていただければと思います。

記

厚生労働省老健局振興課の回答

当初登録直後に入院した場合でも、再登録時の手続きの煩雑さを嫌う本人からの要望等により登録を継続している場合、初期加算の算定は可能である。但し、サービスを利用できないのに利用者負担が生じる状況は望ましくないため、利用者に説明して一旦契約を終了すべきである。

事業指導係

電話 0 1 5 2 - 4 1 - 0 6 9 3

FAX 0 1 5 2 - 4 5 - 0 4 9 4